転居に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる人は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口
住所戸籍	マイナンバーカードをお持ちの人	カードの住所変更	マイナンバーカード	ー 市民課 (1F ピンク②番)
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない人	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※追記欄に新住所を追記します		
	印鑑登録をしている人	住所は自動的に変更になります		
※各種	重資格確認書・受給者証・認定証等は、 後日(3 巻	: :業日以内)郵送 で送付します		
保険年金	国民健康保険に加入している人	国民健康保険資格確認書の 住所変更	国民健康保険資格確認書	保険年金課 (1F 黄色⑦番)
	→70 歳から 74 歳までの人	国民健康保険資格確認書兼高齢受給者 証の住所変更	国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証	
	→各種認定証をお持ちの人	認定証の住所変更	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	保険年金課 (1F 黄色®番)
	75 歳以上の人 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	新しい後期高齢者医療資格確認書の 交付		
	→各種認定証をお持ちの人	新しい認定証の交付		
	国民年金に加入中の人	国民年金の住所変更		保険年金課 (1F 黄色⑥番)
	年金を受給中の人	年金の住所変更 ※共済年金の人は共済組合へ ※農業者年金の人は農協へ	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついて いる人は届出不要	
高 齢	介護保険被保険者証をお持ちの人 (65歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険被保険者証の住所変更	介護保険被保険者証	介護保険課 (1F オレンジ色7番)
障がい	障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等	- 障がい福祉課 - (1F 水色 6 番)
	自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育 成医療)をお持ちの人	各種受給者証の住所変更	自立支援医療受給者証	
	障害児福祉手当 特別児童扶養手当 特別障害者手当 を受給している人 経過的福祉手当	各種手当の住所変更	※受付窓口でお尋ねください	
脱・料金	小学生・中学生の子どもがいて、 通学区域が変わる人	転校手続き (転学通知書、転入通知書の交付)	・転学通知書、転入通知書(市民課で交付)・在学証明書、教科用図書給与証明書(前の学校で交付)	市民課 (1F ピンク②番) ※転学通知書を前の学校へ、転入通知書と在学証明書、教科用図書給与証明書を新しい学校へ提出してください
	児童手当を受給している人 (0歳~中学生)	※手続きは必要ありません	子どもの資格確認書 (子どもと別居しているとき) ※公務員世帯の人は、勤務先へ 申請してください	こども政策課 (1F 緑色 3番)
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む人	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要		
	保育園等に入所している子どもがいる人	※世帯構成が変更になる場合は ご相談ください		保育課 (2F 黄緑色 13 番)
	ひとり親家庭等に該当している人 ※世帯構成に変更がある人は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でお尋ねください	こども政策課 (1F 緑色3番)
	上下水道を使用する人、または使用をやめる人	使用開始申込み及び中止届 ※オンラインまたは電話で手続きできます		上下水道局お客様センター 電話: 0986-23-4510
	税や料等の納付について相談される人	納付相談		納税管理課 (2F 灰色 11 番)
その他	犬を飼っている人	登録事項の変更		環境政策課 (北別館 3 F)
	市営住宅を退去する人 または市営住宅に同居を希望する人	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でお尋ねください ・各総合支所 (山之口、高城、	・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の
	아/이어나 다 다 마시 한	市営住宅の同居手続き		市営住宅の場合)

都城市役所

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 市役所代表電話

0986-23-2111

開庁時間 午前 8時45 分 \sim 午後 4時30 分 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)





手続きチェックシー

都城市内で引越しされた人へ

《届出に必要なもの》

- お持ちの人は「マイナンバーカード」
- ・外国籍の人は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、 後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

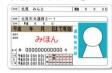
本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。 本人確認書類の提示をお願いします。

> <官公署が発行した、顔写真付きで 身分を証明できるもの>







運転免許証

そのはか ・パスポート

・障害者手帳 ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

- ・年金手帳※ ・資格確認書
- ・介護保険証 ・都城市バス券
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き 本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

- 1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
- 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により
- 3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナン バー(個人番号)を提示いただきます。